令和３年１月

【フリマサービスは個人間取引です！】

**【相談】**

フリマアプリで、かつて期間限定で販売されていたブランド衣料を見つけた。しかし届いたものはよく似た商品だが、限定品ではなかった。出品者には確かに限定品を送ったと反論された。フリマの運営会社からは当事者間で話すように言われたが不満だ。

（５０代女性）

**【アドバイス】**

インターネット上で個人同士が商品などの売買ができるフリマサービスは近年、若者だけでなく中高年層にも人気です。特に今年はコロナ禍で、片付けのニーズの高まりもあって利用が増加していますが、それに伴いトラブルも多くなっているようです。

フリマサービスの運営会社は、商品の出品者と購入者に取引の場を提供していますが、多くの利用規約では、トラブルが発生した場合は当事者間で解決を図ることを求めています。また、消費者センターは原則として事業者と消費者の間のトラブルを扱うので、個人対個人では間に入ることができません。

出品者には事業者もいますが、この相談の場合は個人でした。幸い今回は出品者が出品間違いを認めたので、当事者間で歩み寄ることができましたが、出品者と購入者の言い分が食い違うと水掛け論になることが多く、解決が難しくなります。

トラブルを防ぐため、運営会社は、取引ルールや補償制度、補償の適用条件を詳細に設けています。フリマサービスを賢く利用するためのポイントは①利用規約をしっかり確認し、取引ルールを必ず守る②受け取り評価は到着後、商品をよく確認してから行い、問題があれば評価前に出品者と交渉する③出品をする場合は出品禁止物や禁止行為がないかを出品ごとによく確認する④商品の配送には追跡可能な方法を選ぶ⑤取引相手が交渉に応じない場合は運営会社に事情を伝える、などです。

購入者、出品者どちらになってもマナーを守り、取引ルールに反する行為はきっぱりと断ることが大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**